

## 第10回公益社団法人埼玉県診療放射線技師会定期総会

### 次 第

開 会 の 辞  
 会 長 挨 拶  
 来 賓 挨 拶  
 表 彰  
 総会運営委員会報告  
 議 長 選 出  
 総 会 職 員 任 命  
 議 事  
 報 告

第1号議案 2020年度 事業報告 (案)  
 第2号議案 2020年度 決算報告 (案)  
 第3号議案 2020年度 監査報告  
 第4号議案 名誉会員の承認  
 第5号議案 その他  
 2020年度 補正予算 報告  
 2021年度 事業計画・予算 報告

閉 会 の 辞

# 第10回公益社団法人埼玉県診療放射線技師会 定期総会

## 2020年度事業報告（案）

## 2020年度事業報告（案）

### 1. 総括

2020年度は新型コロナウイルス禍という未曾有の環境の中での事業遂行となりました。人と人が会うことがはばかられるということが、学术交流や情報交換において大きなハンディとなったことは言うまでもありません。数多くの研究会、講習会、学会が中止となりました。しかし、その禍の中で、私たちは新しい手法を手に入れることができました。それはリモートによる会議や学会です。最初は戸惑いもありましたが大小の失敗を経験致しました。一年が経過した今では運用において注意しなければならないポイントを徐々に習得し、今ではほぼ順調に運用することができるようになりました。

本会においては9月27日に第33回、3月14日に第34回の埼玉県診療放射線技師学術大会をリモートという新たな手法で経験させていただきました。新たな環境に果敢に取り組んでいただいた実行委員の皆さま、参加して下さった会員の皆さまには心から敬意を表します。リモートによる学会や講習会は、学会の臨場感が味わえない、多くの人たちと情報交換がしにくいなどのデメリットがあるものの、参加者においては移動時間が不要になる、全国の講習会や学会に参加できる、開催側においては会場設営が不要になるなどのメリットがあることが分かりました。新型コロナウイルスが終息しても、以前の環境に戻ることはなく、今後はハイブリット方式が主流になると予想されます。禍の中で手に入れることができたリモートという新たな手法を今後さらに進化させ、全国へ発信していきます。

#### 名誉会員の承認

本会へ多大な貢献があった会員として橋本里見氏、山中隆二氏を名誉会員に推薦させていただきました。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

#### 会員の育成

埼玉では以前から、講師育成に取り組んでまいりました。埼玉の会員が、他学会、他県技師会などで活躍しております。近年では国際学会へ発表する診療放射線技師が増えてきており、今後は技師会としてバックアップを行い、人材の育成に取り組んでまいります。

#### 役員育成

技師会で学び育った人材が各施設でリーダーシップを発揮し、さらに人材育成をしていただくことは技師会の役目でもあります。他職種と多くの関わりあいを持ち役員成長につなげてまいります。

### 1) 総務

入会促進事業の一つであるフレッシュワーズセミナーは新型コロナウイルス感染拡大の影響により、会場型での開催が困難となったため、e-ラーニング形式で開催致しました。参加者からは学習時間を自由に選べるなどのおおむね好評で、県内外から多数ご参加いただきました。今後も会員入会促進事業として継続していきたいと考えております。

永年勤続表彰事業は、日本診療放射線技師会より委託されている50年、30年の対象者を選出し、返信いただいた会員のかたがたを日本診療放射線技師会に推薦致しました。表彰は2021年東京開催の学術大会にて行われます。埼玉県診療放射線技師会の40年、20年永年勤続表彰は、対象者となる会員のかたがたを選出し、表彰委員会での承認を経て当会定期総会にて表彰予定です。

恒例となりました新年当初の新春の集いは、新型コロナウイルス感染拡大のため中止となりましたが、役員研修会につきましてはオンライン開催とし、衆議院議員の畦元将吾先生にご講演いただき、参加者からのさまざまな質問にお答えいただきました。本年度は、いろいろな行事が新型コロナウイルス感染症のため例年通りとはいきませんでした。いずれの事業におきましても入会促進また会員の福利厚生事業として開催形式にこだわらず今後も継続していきたいと考えております。

### 2) 学術

2020年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、今まで当たり前のように会場参加型で開催していた学術大会や講習会が開催できなくなりました。その中で、埼玉県診療放射線技師会は、いち早くオンライン会議システムの導入に着手し、オンライン会議を重ねて協議し、2020年3月に開催予定でありましたが、やむを得ず延期をしていた第33回埼玉県診療放射線技師学術大会を9月に完全オンライン形式で開催しました。初めての完全オンライン開催ということもあり、多少トラブルもありましたが、何とかすべてのプログラムを終了することができました。

また、本年度開催を企画していた、学術ナイトセミナー、DR計測セミナー、救急撮影ケーススタディー、MRI基礎講習会も完全オンライン形式で開催しました。ただ、各種認定講習会に関しては、新型コロナウイルス感染症の感染状況がよめないため、会場参加型で行う認定試験の開催は無理だと判断し、CT認定講習会と胸部認定講習会に関しては胸部・CT集中講座と名称を変更して平日の夜に6日間の講義に変更し、開催しました。上部消化管検査認定講習会は、上部消化管基礎講習会と名称を変更し、従来通り

のコンテンツをすべて技師による講師陣で開催しました。

第34回埼玉県診療放射線技師学術大会は、新型コロナウイルス感染が収束すれば会場参加型と中継型のハイブリッド開催を予定していましたが、感染状況は収束するどころか拡大し、緊急事態宣言下のもと大会事務局を設置することが困難な状況の中での開催となりました。本年度、さまざまな講習会をオンライン形式で開催したことで、実行委員のスキルがアップしほとんど問題なく会場運営することができました。

今後の学術大会や各種講習会の開催において、完全オンライン形式の運用方法のノウハウを身につけたことで、新型コロナウイルス感染症が収束した後も、会場参加型とオンライン中継を行うハイブリッド形式による開催することが可能となり、多くの会員の皆さまに参加していただける環境が整備できると思います。またオンデマンド配信による講習会の開催についても、今後協議して環境を整備していきたいと考えています。

### 3) 編集・情報

埼玉放射線 Vol.68 No.3・4、Vol.69 No.1・2の計4号を発刊しました。編集・情報活動は本会活動の中でも、重要な事業と考えています。

会誌「埼玉放射線」は、平成26年から発行回数が年4回となりましたが、その分、内容をさらに充実させることへ力を注ぎました。

Webサイトについては、診療放射線技師向け情報提供や講習会などの申し込みの他、「診療放射線技師として必要な情報はなるべく掲載する」という方針のもと、多岐にわたる情報を発信しました。また県民の方が閲覧しても有益なよう、医療被ばくについての解説や、放射線検査の紹介など、放射線診療に関する正確な情報を専門家の立場から分かりやすく提供しました。

これらWebサイトの他、定期的に会員向けメールマガジンの配信を行いました。Webサイトやメルマガは即時性の高い情報提供手段と考えています。

今後は、会員のために充実した魅力ある技師会・会誌になるよう務めていきたいと考えます。

### 4) 公益

2020年度本会公益活動として、従来行ってきた  
 ・埼玉県各支部の医療画像展でのパネルを使用した放射線検査や治療などの説明とパンフレットの配布  
 ・各支部医療画像展での超音波式骨密度の無料測定  
 ・放射線特別授業  
 ・被ばく相談事例検討会  
 は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止せざるを得ませんでした。  
 しかし、

・ホームページからの被ばく相談（実績16件）は継続して行っております。

新しい生活様式と取り入れた公益活動について、熟考しながら2021年度の活動を行っていく所存です。

## 2. 事業遂行評価

### 1. 職業人としての質の向上

- |   |   |
|---|---|
| (1) 学術大会・認定講習会・セミナーの定期開催                          |   |
| ア. 埼玉県診療放射線技師学術大会の開催                              | ◎ |
| イ. 埼玉県診療放射線技師支部合同秋季大会                             | △ |
| ウ. 胸部撮影認定講習会                                      | △ |
| エ. 上部消化管検査認定講習会                                   | △ |
| オ. フレッシュャーズセミナー（SARTセミナー）                         | ○ |
| カ. 放射線技術部門マネジメント・セミナー<br>（医療安全、接遇・クレーム、医療経営、人材育成） | △ |
| キ. CT認定講習会  | ○ |
| ク. MRI基礎講習会                                       | ○ |
| ケ. 乳腺セミナー   | ○ |
| コ. DR計測セミナー                                       | ○ |
| サ. 救急撮影ケーススタディー<br>（日本救急撮影技師認定機構との共催）             | ○ |
| シ. 読影力向上のための講習会<br>（支部開催セミナー）                     | △ |
| ス. AI（Artificial Intelligence）関連講習会の開催            | △ |
| (2) 会員講師の育成と体制づくり                                 |   |
| (3) 他県診療放射線技師会や他団体との合同講習会企画推進                     |   |
| ア. 関東甲信越診療放射線技師学術大会への協力                           | △ |
| イ. 日本診療放射線技師全国大会への協力                              | ○ |
| ウ. 埼玉県医師会主催事業への支援                                 | ○ |
| エ. 埼玉臨床画像研究会への協力                                  | △ |
| オ. 日本放射線技術学会関東部会との合同企画                            | ○ |
| カ. 日本診療放射線技師会との合同開催企画                             | △ |
| キ. 各認定機構との合同企画（埼玉開催の推進）                           | △ |

### 2. 組織運営に関わる事業

- |               |   |
|---------------|---|
| (1) 行政との連携    | ○ |
| (2) 入会促進事業の強化 | ○ |

### 3. 公益目的事業

- |                           |   |
|---------------------------|---|
| (1) 学術情報の提供 刊行誌「埼玉放射線」の発刊 | ○ |
| (2) 市民公開講座の開催             | △ |
| (3) 地域自治体主催事業への参画         | △ |
| (4) 医療画像展の開催と支援           | △ |
| (5) 県民向けホームページの充実         | ○ |
| (6) 医療被ばく相談の迅速な対応         | ○ |
| (7) 中学校における特別授業の担務        | △ |

4. 編集・情報

- (1) 本会誌「埼玉放射線」の充実 ○
- (2) 診療放射線技師向けホームページの充実 ○
  - ア. 各講習会、セミナー、イベントなどの迅速な広報 ○
  - イ. 学術データベースの充実 ◎
- (3) メールマガジンの有効利用 ○

5. その他

- (1) 他医療職種団体との連携 ○
- (2) 日本診療放射線技師会・他県技師会への協力 ○

2020 年度各事業報告

1. 総務事項報告

(1) 2020 年度役員は次のとおりである。

役 職 名	氏 名	担 当
会 長	田中 宏	
副 会 長	堀江 好一	
同	富田 博信	
監 事	橋本 里見	
同	浅野 克己	
常 務 理 事	結城 朋子	総 務
同	城 處 洋輔	総 務
同	潮田 陽一	財 務
同	今出 克利	学 術
同	八木沢英樹	編 集・情 報
同	佐々木 健	公 益
理 事	双木 邦博	総 務・第一支部
同	大西 圭一	総 務・第二支部
同	大野 哲司	総 務・第三支部
同	大野 涉	総 務・第四支部
同	矢崎 一郎	総 務・第五支部
同	茂木 雅和	総 務・第六支部
同	寺澤 和晶	学 術
同	山田 智子	学 術
同	中根 淳	学 術
同	清水 邦昭	編 集・情 報
同	紀陸 剛志	公 益

(2) 会議開催状況

ア. 総会

第9回公益社団法人埼玉県診療放射線技師会総会を2020年6月14日(日)、埼玉会館において会員10人出席、有効委任状提出712人、合計722人にて開催した。総会では2019年度事業報告案、2019年度決算報告案、2019年度監査報告、および名誉会員の承認などについて審議し決議した。

イ. 理事会は下記のとおり6回開催し、重要案件について審議し決議した。

理事会開催状況

	年 月 日	開 催 場 所
1	2020. 05. 28	ZoomによるWeb開催
2	2020. 07. 02	同
3	2020. 09. 03	同
4	2020. 11. 05	同
5	2021. 01. 07	同
6	2021. 03. 04	同

ウ. 常務理事会は下記のとおり4回開催し、理事会への提案議題の審議ならびに決定事項について処理した。

常務理事会開催状況

	年 月 日	開 催 場 所
1	2020. 08. 06	ZoomによるWeb開催
2	2020. 10. 01	同
3	2020. 12. 03	同
4	2021. 02. 04	同

エ. その他

連絡会議ならびに予算会議を開催、会務の重要事項について審議立案し、必要事項を調整しこれを処理した。

連絡会議

	年 月 日	開 催 場 所
1	2020. 08. 27	ZoomによるWeb開催
2	2020. 10. 29	同
3	2021. 02. 25	同

予算会議

	年 月 日	開 催 場 所
1	なし	

北関東地域会長会議

	年 月 日	開 催 場 所
1	2020. 11. 29	Web



(3) 各委員会開催状況

各委員会開催状況は別表のとおりである。

委員会名	開催年月日
総会運営委員会	2020. 06. 14
編集情報委員会	2020. 05. 21
	2020. 07. 09
	2021. 03. 05
企画班委員会	2020. 06. 17
学術委員会	2020. 08. 03
	2020. 08. 31
	2020. 09. 24
	2020. 10. 09
	2020. 10. 26
	2020. 12. 07
公益委員会	2020. 12. 07
放射線特別授業運営委員会	公益委員会と合同

表彰委員会

	年月日	開催場所
1	2020. 04. 21	Web
2	2020. 06. 25	Web
3	2020. 12. 21	Web

(4) 各種委員会名簿

ア. 表彰委員会

役職名	氏名
委員長	藤間 英雄
委員	小島 精一 渡辺 弘
同	田中 宏 堀江 好一
同	富田 博信 結城 朋子
同	城處 洋輔 平野 雅弥

イ. 医療画像展実行委員会 (秩父会場)

新型コロナウイルス (COVID-19) 感染症の影響により中止

ウ. 医療画像展実行委員会 (浦和区会場)

新型コロナウイルス (COVID-19) 感染症の影響により中止

エ. 医療画像展実行委員会 (川越会場)

新型コロナウイルス (COVID-19) 感染症の影響により中止

オ. 医療画像展実行委員会 (越谷市会場)

新型コロナウイルス (COVID-19) 感染症の影響により中止

カ. 医療画像展実行委員会 (深谷会場)

新型コロナウイルス (COVID-19) 感染症の影響により中止

キ. 医療画像展実行委員会 (伊奈町会場)

新型コロナウイルス (COVID-19) 感染症の影響により中止

ク. 医療画像展実行委員会 (春日部会場)

新型コロナウイルス (COVID-19) 感染症の影響により中止

ケ. 編集・情報委員会

役職名	氏名
委員長	八木沢英樹
副委員長	清水 邦昭
委員	肥沼 武司 潮田 陽一
同	宮崎 雄二 吉田 敦
同	大友 哲也 渡部 伸樹
同	堀越 隆之 渡辺 嵩広

コ. 企画班 (編集・情報委員会)

役職名	氏名
委員長	八木沢英樹
副委員長	清水 邦昭
委員	河原 剛 眞壁 耕平
同	渡辺 嵩広

サ. 学術委員会

役職名	氏名
委員長	今出 克利
副委員長	寺澤 和晶 山田 智子
同	中根 淳
委員	富田 博信 土田 拓治
同	佐々木 健 大森 正司
同	城處 洋輔 近藤 敦之
同	滝口 泰徳 伊藤 寿哉
同	大根田 純 亀山 枝里
同	持田 朋之 妹尾 大樹

シ. 公益委員会

役職名	氏名
委員長	佐々木 健
副委員長	紀陸 剛志
委員	芦葉 弘志 志藤 正和
同	矢島 慧介 内海 将人
同	眞壁 耕平 石田 仁子
同	石川 里紗 大河原侑司
同	内田 瑛基 佐藤 克哉
	宮崎 千晶

ス. 総務・財務委員会

役 職 名	氏 名
委 員 長	結城 朋子
副 委 員 長	城處 洋輔 潮田 陽一
委 員	堀江 好一 富田 博信
同	双木 邦博 大西 圭一
同	大野 哲治 大野 渉
同	矢崎 一郎 茂木 雅和
同	田中 達也 矢部 智
同	佐々木 剛 齋藤 幸夫

セ. 総会運営委員会

役 職 名	氏 名
委 員 長	矢部 智
委 員	野々浦成美 小田島明子
同	大塚 和也 増淵 康太
同	矢部 智 小屋 匠

ソ. 総会実行委員会

役 職 名	氏 名
委 員 長	田中 宏
副 委 員 長	堀江 好一 富田 博信
委 員	結城 朋子 城處 洋輔
同	潮田 陽一 今出 克利
同	八木沢英樹 佐々木 健

(5) 表 彰

叙勲瑞宝双光章受賞（敬称略）

橋本里見、山中隆二

保健衛生知事表彰（敬称略）

潮田陽一

公衆衛生功労知事表彰（敬称略）

田中達也、長谷部和仁、松田恵雄

公衆衛生事業功労者（財）日本公衆衛生協会会長表彰（敬称略）

澁市直樹、藤田 功

（公社）日本診療放射線技師会表彰

永年 30 年勤続者表彰（17 人、敬称略）

江原 敏彦、梶 功治、草間 勇一、小林 博文、  
近藤 和彦、白石 雄一、田中 宏、土谷 弘光、  
寺澤 和晶、萩元 孝、平野 雅弥、丸山 一幸、  
村田 優子、持田 雅明、山口 明、渡邊 城大、  
渡部 進一

（公社）埼玉県診療放射線技師会表彰

永年 20 年勤続表彰対象者は総会当日に報告致します。

(6) 物故者 なし

(7) 会員の動向（2021 年 2 月 24 日現在）

項 目	会 員 数
2019 年度末 会員数	1,382 人
2020 年度 新入会者数	37 人
同 再入会者数	0 人
同 転入者数	2 人
同 転出者数	0 人
同 退会者数	36 人
2020 年度末 会員数	1,355 人

(8) 2020 年度賛助会員 18 社（順不同）

シーメンスヘルスケア株式会社  
GE ヘルスケア・ジャパン株式会社  
キャノンメディカルシステムズ株式会社  
株式会社三田屋製作所  
株式会社日立製作所  
株式会社メディカル・サービス T&K  
コノカミノルタジャパン株式会社  
カイゲンファーマ株式会社  
富士フィルムメディカル株式会社  
日本メジフィジックス株式会社  
株式会社フィリップス・ジャパン  
バイエル薬品株式会社  
富士フィルム富山化学株式会社  
株式会社サイカンシステム  
島津メディカルシステムズ株式会社  
株式会社東日本メディカル  
株式会社ドクターネット  
株式会社アゼモトメディカル

2. 学術教育活動報告

(1) 第 3 回学術ナイトセミナー

新型コロナウイルス感染症を契機に感染対策をもう 1 度  
考えよう

講 師：中根淳、結城朋子、河崎浩明、寺澤和晶  
日 時：2020 年 7 月 30 日（木）  
場 所：Zoom を利用したオンライン開催  
参 加 者：26 人

(2) 第 4 回学術ナイトセミナー

曝射スイッチを押す前に撮影条件を確認していますか？  
講 師：滝口泰徳、中根淳、富田博信  
日 時：2020 年 8 月 26 日（水）  
場 所：Zoom を利用したオンライン開催  
参 加 者：50 人

(3) DR 計測セミナー（特別編）

講 師：森一也、滝口泰徳、土田拓治  
日 時：2020 年 9 月 3 日（木）  
場 所：Zoom を利用したオンライン開催  
参 加 者：27 人

- (4) 第33回埼玉県診療放射線技師学術大会  
 日時：2020年9月27日(日)  
 場所：Zoomを利用したオンライン開催  
 参加者：226人
- (5) 乳腺セミナー  
 講師：亀山枝里、金子浩康、山田智子、杉山迪子  
 日時：2020年11月23日(月・祝)  
 場所：Zoomを利用したオンライン開催  
 参加者：37人
- (6) SART胸部・CT短期集中講座  
 CT講師：富田博信、染野智弘、八木沢英樹、寺澤和晶、中根淳、城處洋輔  
 CT日時：2020年12月1日(火)  
 2020年12月9日(水)  
 2020年12月17日(木)  
 胸部講師：滝口泰徳、笹原重治、曾根達也、戸澤僚太、森一也、佐々木健  
 胸部日時：2021年1月8日(金)  
 2021年1月15日(金)  
 2021年1月20日(水)  
 場所：Zoomを利用したオンライン開催  
 参加者(全過程)：23人  
 参加者(半過程)：7人
- (7) 上部消化管基礎認定講習会  
 講師：浅見純一、志田智樹、伊藤俊哉、池田圭介、今出克利、大森正司  
 日時：2021年1月11日(月・祝)  
 場所：Zoomを利用したオンライン開催  
 参加者：10人
- (8) 救急撮影ケーススタディー  
 講師：中根寛人、仲西一真、大塚和也  
 日時：2021年1月21日(木)  
 場所：Zoomを利用したオンライン開催  
 参加者：23人
- (9) MRI基礎講習会(Web)  
 講師：中根寛人、仲西一真、大塚和也  
 日時：2021年2月20日(土)  
 場所：Zoomを利用したオンライン開催  
 参加者：22人
- (10) 第34回埼玉県診療放射線技師学術大会  
 日時：2021年3月14日(日)  
 場所：Zoomを利用したオンライン開催  
 参加者：194人

3. 編集・情報・企画班 活動報告

(1) 編集活動報告

2020年度の編集活動として、会誌「埼玉放射線」を第68巻261号から第69巻264号まで、計4回発刊致しまし

た。

第68巻7月261号では、誌上講座：R1年度支部合同勉強会 in くまがや、「胸部読影」～超基礎入門～、「心臓FDG/PET検査と心臓サルコイドーシスについて」～ガイドラインと当院での臨床例の紹介～、「マンモグラフィの基礎」～読影編～、第9回定期総会資料など。

第68巻10月262号では、誌上講座：「放射線治療における水吸収線量計測の基本のキホン」～その1～、技術解説：富士フィルムのAI技術「REILI」の開発最前線～「SYNAPSE SAI viewer」「SYNAPSE VINCENT」～富士フィルムメディカル株式会社、99mTc-HMDPを用いた骨SPECT定量解析ソフトウェアGI-BONEの紹介 日本メジフィジックス株式会社、「AI時代の“Next Standard”技術」～Advanced intelligent Clear-IQ Engine (AiCE)～キヤノンメディカルシステムズ株式会社、「MR Fingerprinting」～MR検査における定量化検査～シーメンスヘルスケア株式会社、GE社MRI装置および最新CT装置のご紹介～AIRT M Simply Better と Edison Workflow 搭載 Revolution Maxima～GEヘルスケア・ジャパン株式会社。

第69巻1月263号では、第34回SART学術大会抄録集、誌上講座：「放射線治療における水吸収線量計測の基本のキホン」～その2～。特集：第33回SART学術大会 終了後抄録集、ブラッシュアップセミナー「一般撮影におけるデジタル画像の最適化を目指す」～コニカミノルタユーザー～、「デジタル画像の最適化を目指す」～FUJIFILMユーザー～、「デジタル画像の最適化を目指す」～Canonユーザー～、学術委員会企画「臓器別に考える～下肢動脈～」～下肢動脈疾患の基礎～、「下肢動脈MRIの撮像法」～各撮像法の原理と注意点～、「下肢動脈のCT」～当院の撮影法や画像処理～、「臓器別に考える～下肢動脈～」～下肢動脈疾患の治療について～。

第69巻5月264号では、誌上講座：「放射線治療における水吸収線量計測の基本のキホン」～その3～、特集：第34回SART学術大会後抄録集、第10回定期総会資料など。

また前年度に続き、協賛企業のかたがたに「技術解説」をご執筆いただき、多くの方から内容について好評をいただきました。

(2) 情報活動報告

ア「会員向けHP」

- 1) 学術案内(34件)
- 2) 巻頭言(4件) 259～262号まで
- 3) 会誌(4件) 256～259号まで
- 4) お知らせ(18件)

イ「一般向けHP」

- 1) 「会誌・バックナンバー」256～259号まで
- ウ「メールマガジン配信」



- 1) 配信5件 (no.101 から no105 まで)
- 2) 登録13件
- (3) 企画班活動報告
  - ア. 会誌企画
    - 1) 2020年7月261号  
誌上講座：R1年度支部合同勉強会 in くまがや「胸部読影」～超基礎入門～、「心臓FDG/PET検査と心臓サルコイドーシスについて」～ガイドラインと当院での臨床例の紹介～、「マンモグラフィの基礎」～読影編～。
    - 2) 2020年10月262号  
誌上講座：「放射線治療における水吸収線量計測の基本のキホン」～その1～。  
技術解説：富士フィルムのAI技術「REILI」の開発最前線～「SYNAPSE SAI viewer」「SYNAPSE VINCENT」～富士フィルムメディカル株式会社、99mTc-HMDPを用いた骨SPECT定量解析ソフトウェアGI-BONEの紹介 日本メジフィジックス株式会社、「AI時代の“Next Standard”技術」～Advanced intelligent Clear-IQ Engine (AiCE)～キヤノンメディカルシステムズ株式会社、「MR Fingerprinting」～MR検査における定量化検査～シーメンスヘルスケア株式会社、GE社MRI装置および最新CT装置のご紹介～AIRTМ Simply BetterとEdison Workflow搭載Revolution Maxima～GEヘルスケア・ジャパン株式会社。
    - 3) 2021年1月263号  
誌上講座：「放射線治療における水吸収線量計測の基本のキホン」～その2～。
    - 4) 2021年5月264号  
誌上講座：「放射線治療における水吸収線量計測の基本のキホン」～その3～。

#### 4. 新春の集い

新型コロナウイルスの感染拡大により開催中止とした。

#### 5. 財務報告

決算関係報告は総会にて行います。

#### 6. 公益活動

- (1) 医療画像展  
新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
- (2) 被ばく相談  
ア. ホームページにて16件
- (3) 放射線特別授業
- (4) 被ばく相談事例検討会  
新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

#### 7. 支部報告

##### 第一支部

支部理事	双木 邦博	
監事	宮澤 浩治	
役員	八木沢英樹	野々浦成美
	福田 栞	小野寺衣里
	戸澤 僚太	内藤 完大
	佐野 智哉	菊地 優貴
	鎌田 靖男	安田 一平
	酒井 利幸	佐藤夏都美

##### (1) 支部役員会

日時	2020年12月17日(木) 19:00～
場所	ZoomによるWeb開催
役員	10人
内容	浦和区健康まつり、勉強会内容 今後の活動について

##### (2) 支部勉強会

日時	2021年3月25日(木) 19:00～
場所	ZoomによるWeb開催
参加人数	49人
内容	

##### (ア) 2020年度会計報告

第一支部理事 双木 邦博

##### (イ) メーカー講演

「造影CTにおける造影剤投与方法と  
造影剤血管外漏出について」  
GEヘルスケアファーマ株式会社

関東甲信越統括部 鈴木 徹

##### (ウ) 一般演題

「さいたま市立病院 新病院紹介」  
さいたま市立病院 双木 邦博  
「nexaris Angio-CTの使用経験」  
さいたま市立病院 福田 栞

「腹部4DCT撮影への取り組み」

さいたま市立病院 野々浦 成美

##### 第二支部

会長(支部理事)	大西 圭一	
会計	栗原 真	
	小田島明子	
監事	仲埜 智文	
役員	瀧澤 誠	近藤 忠晴
	山下 隆行	矢幅 俊一

##### 第三支部

会長(支部理事)	大野 哲治
副会長	小玉 和寿
会計	大塚 和也

監事 今井 昇  
 役員 荻野 孝 柳下 友明  
 吉澤 圭 安部 健志

- (1) 第1回 支部役員会  
 日時：2020年4月25日(土)～  
 2020年4月30日(木)  
 会場：COVID-19感染対策でメール会議  
 参加人数：7人  
 内容：2020年度事業日程について
- (2) 第2回 支部役員会  
 日時：2021年2月5日(金) 18:30～19:30  
 場所：COVID-19感染対策で ZOOM 会議  
 内容：今年度の状況説明と勉強会の開催に関して  
 参加人数：6人
- (3) 第1回第三支部勉強会・総会  
 日時：2021年3月19日(金) 18:30～19:30  
 場所：COVID-19感染対策で ZOOM にて開催  
 内容：施設間交流に関して  
 技師講演  
 ・施設間研修で学んだこと  
 埼玉医科大学国際医療センター 幡野 瑞穂  
 ・当院の一般撮影について  
 ～研修における RADinsight の活用～  
 埼玉医科大学病院 高橋 忍  
 参加人数：勉強会 30人 総会：8人
- (4) 第3回 支部役員会  
 日時：2021年3月19日(金) 19:30～20:00  
 場所：COVID-19感染対策で ZOOM にて開催  
 参加人数：7人  
 内容：理事・役員交代による申し送り

**第四支部**

会長(支部理事) 大野 涉  
 副会長 清水 浩和  
 会計 高井 太市  
 役員 大谷 智則 増渕 康太  
 横田 文克 柏瀬 義倫  
 監事 山田 伸司 斎藤 幸夫

- (1) 第1回 第四支部勉強会  
 日時：2020年5月21日(金) 18:30～  
 場所：さくらめいと 第1会議室  
 ※コロナウイルスの影響で延期
- (2) 医療画像展(秩父市保健センターまつり)  
 日時：2020年6月7日(日) 10:00～14:00  
 場所：秩父市保健センター  
 内容：骨密度測定、パネル展示、スーパーボール釣  
 り、被ばく相談など  
 ※コロナウイルスの影響で中止

- (3) 第1回 第四支部リモート役員会  
 日時：2020年6月24日(木) 19:00～19:30  
 内容：納涼会、勉強会、健康祭り  
 参加者：9人
- (4) 2020年度 第四支部 納涼会  
 日時：2020年7月31日(金) 19:00～  
 ※コロナウイルスの影響で中止
- (5) 第1回 支部勉強会  
 日時：2020年9月24日(木) 18:30～  
 場所：さくらめいと 第1会議室  
 ※コロナウイルスの影響で延期
- (6) 第2回 第四支部リモート役員会  
 日時：2020年10月14日(木) 19:00～19:30  
 内容：忘年会、勉強会、健康祭り  
 参加者：9人
- (7) 医療画像展(深谷市福祉健康まつり)  
 日時：2020年10月28日(日) 10:00～15:00  
 場所：深谷ビクトール・深谷市総合体育館  
 内容：骨密度測定、パネル展示、スーパーボール釣  
 り、被ばく相談など  
 ※コロナウイルスの影響で中止
- (8) 支部合同勉強会 in 熊谷  
 日時：2020年11月7日(土)  
 場所：森林公園 四季の湯温泉ホテル・ヘリテイジ  
 ※コロナウイルスの影響で延期
- (9) 第1回 第四支部 WEB 勉強会  
 日時：2020年11月26日(木) 19:00～20:30  
 講演内容：「ヨード造影剤の副作用に対応する」  
 富士製薬工業(株) 近藤 陽介 氏  
 「被ばく相談チーム結成と経験」  
 深谷赤十字病院 斎藤 幸夫 氏  
 「あなたに逢えてよかった」  
 群馬パース大学 小川 清  
 参加者：50人
- (10) 第2回 第四支部リモート役員会  
 日時：2020年11月26日(木) 20:30～21:00  
 内容：健康祭り、監査会、総会  
 参加者：7人
- (11) 2020年度 第四支部 忘年会  
 日時：2020年11月27日(金) 19:00～  
 場所：マロウドイン熊谷  
 ※コロナウイルスの影響で中止
- (12) 医療画像展(行田健康フォーラム 2020)  
 日時：2020年12月6日(日) 10:00～15:00  
 場所：教育文化センターみらい  
 内容：骨密度測定、パネル展示、スーパーボール釣  
 り、被ばく相談など  
 ※コロナウイルスの影響で中止

- (13) 2020年度 第四支部 リモート監査会  
 日 時：2021年2月19日(金) 19:00～  
 参加者：10人
- (14) 第2回第四支部勉強会・2020年度第四支部リモート  
 総会  
 日 時：2021年3月18日(水) 19:00～  
 講演内容：「当院における新型コロナウイルスへの対応」  
 羽生総合病院 小林 飛鳥 氏  
 定期総会  
 参加者：30人

**第五支部**

支部理事 矢崎 一郎  
 支部役員 岩井 悠二  
 鈴木 孝 石原 優希  
 矢部 智 村本 圭祐  
 金子 初穂 中嶋 幸孝  
 矢作 悠馬 町永 努  
 加藤 広一  
 長坂 純 中村 優志  
 曾根 昌弘 駒崎 和弘

- (1) 支部役員会  
 日 時：2020年12月28日(月)  
 場 所：Webにて  
 内 容：役員の状態など、現状の意見交換
- (2) 情報交換会  
 定期的に開催していた情報交換会は新型コロナウイルス感染  
 拡大防止のため中止
- (3) 医療画像展  
 コロナウイルス感染拡大防止のため中止

**第六支部**

会 長(支部理事) 茂木 雅和  
 副会長 仲西 一真  
 監 事 尾形 智幸 羽田野和仁  
 学 術 安川 紘平 飯島 竜  
 池野 裕太 小野寺将真  
 広 報 吉井 肇  
 編 集 佐越 美香  
 総 務 小屋 匠 吉村 茜  
 野口 裕輔 木村 千尋  
 会 計 田中 里奈 牧 隆史

- (1) 第1回 支部役員会  
 日 時：2020年4月16日(木)  
 ※新型コロナウイルス(COVID-19)の影響により中止
- (2) 2020年度 第六支部第一回定期講習会  
 日 時：2020年5月28日(木) 19:00～  
 ※新型コロナウイルス(COVID-19)の影響により中止

- (3) 第六支部 2020年度技術交流会  
 日 時：2020年6月25日(木) 19:00～  
 ※新型コロナウイルス(COVID-19)の影響により中止
- (4) 第六支部納涼会  
 日 時：2020年7月16日(木)  
 ※新型コロナウイルス(COVID-19)の影響により中止
- (5) 第2回 支部役員会  
 日 時：2020年9月10日(木)  
 場 所：Zoomを用いたWeb会議  
 参加者：13人
- (6) 2020年度 第六支部第二回定期講習会  
 日 時：2020年10月15日(木) 19:00～  
 ※新型コロナウイルス(COVID-19)の影響により中止
- (7) 忘年会  
 日 時：2020年11月26日(木) 19:00～  
 ※新型コロナウイルス(COVID-19)の影響により中止
- (8) 支部役員会  
 日 時：2021年1月14日(木)  
 場 所：Zoomを用いたWeb会議  
 参加者：14人
- (9) 第六支部定期総会  
 ※新型コロナウイルス(COVID-19)の影響により中止
- (10) 2020年度 第六支部定期講習会  
 日 時：2021年3月29日(木) 19:00～  
 場 所：Zoom(Web開催)  
 内 容：  
 ・Web講習会を受けるためのZoomの使用方法につ  
 いて  
 上尾中央総合病院 茂木雅和  
 ・救急CTで見逃せない疾患について ～頭部領域～  
 上尾中央総合病院 井田篤  
 ・救急MRIで知っておきたい疾患と撮像方法について  
 上尾中央総合病院 飯島竜

**9. 研究会活動**

- (1) 埼玉医用乳房画像研究会活動報告  
 開催していません。
- (2) 埼玉消化管撮影研究会活動報告  
 ア. 第59回 埼玉消化管撮影研究会  
 講 師：池田圭介、浅見純一、大森正司  
 日 時：2020年12月4日(金)  
 場 所：Zoomを利用したオンライン開催  
 参加者：63人

## 2020年度（公社）埼玉県診療放射線技師会理事会審議事項

1. 2019年度事業報告について資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-1）承認
2. 2019年度決算について資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-2）承認
3. 2019年度監査報告書について資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-3）承認
4. 小池正行氏の名誉会員推薦について資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-4）承認
5. 2019年度永年勤続（20年）表彰対象者について資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-5）承認
6. 新入会員の承認について資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-6）承認
7. 第3回SART学術ナイトセミナー開催について資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-7）承認
8. 第4回SART学術ナイトセミナー開催について資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-8）承認
9. DRセミナー特別編開催について資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-9）承認
10. Zoom契約の見直しについて資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-10）承認
11. 新入会員の承認資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-11）承認
12. 第34回埼玉県診療放射線技師学術大会テーマ選定について資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-12）承認
13. 新入会員の承認について資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-13）承認
14. Zoom運用規定の策定について資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-14）承認
15. Web会議における通信費設定について資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-15）承認
16. 物品購入について資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-16）承認
17. 第6回救急撮影ケーススタディーのWeb開催について資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-17）承認
18. SART胸部・CT短期集中講座開催について資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-18）承認
19. 2020年度上部消化管検査基礎講習会開催について資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-19）承認
20. MR基礎講習会開催について資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-20）承認
21. フレッシュアップセミナー開催について資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-21）承認
22. 2020年度役員研修会開催について資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-22）承認
23. 新入会員の承認について資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-23）承認
24. 2021年度表彰者の承認について資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-24）承認
25. 第10回定期総会開催について資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-25）承認
26. 役員選挙における選挙管理委員の承認について資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-26）承認
27. 新入会員の承認について資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-27）承認
28. 2021年度事業計画案について資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-28）承認
29. 名誉会員の承認について資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-29）承認
30. 各種講習会企画について資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-30）承認
31. 2020年度支部合同勉強会 Web開催について資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-31）承認
32. 第23回秩父市保健センターまつりに参加し医療画像展の開催に際し、予算案の承認および骨密度測定装置の貸出しについて資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-32）承認
33. 会員データベース・演題エントリーフォーム作成依頼について資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-33）承認
34. 埼玉りそな銀行宮原支店口座保有義務化について資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-34）承認
35. 2021年度埼玉県診療放射線技師会予算案について資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-35）承認
36. 新入会員の承認について資料を基に審議し承認した。（議案書番号：理-36）承認



## 2021 年度事業計画（案） コロナ禍でのさらなる飛躍

### オンライン技術について

2020年3月に第一回目の緊急事態宣言を受けから、会議・講習会・学会などがZoomなどを利用したオンライン型が一般的となりました。新型コロナウイルス感染症が収束しても、このオンラインの流れは変わることはないでしょう。これからのマーケティングは限られた地域から全国が対象となり、現地に行かなくても受講できるという最大のメリットがあるからです。これは、コロナ禍において、私たちが手に入れた大きなアイテムの一つです。

しかしながら全てがオンラインで完結するものではなく、実習形式や少人数制の対面型などは非オンラインで残ると思います。さらに、会員によってオンラインを利用する環境に差があることもわかってきました。今後、オンライン格差が発生しないようできるだけ多くの一般会員のかたがたにオンラインに慣れる機会の提供が必要だと考えています。

埼玉県診療放射線技師会としても全国に先駆けてオンライン会議・講習会・学会を実施し、時代の先駆者になります。多くの失敗を経験すると思いますが、それらの経験値を惜しみなく全国に発信してまいります。

### 会員データベース構築について

これまで、会員データベースは一般のソフトを利用してきました。近年では数多くの講習会を開催していますし、学術大会では演題受付システムを手作業ではなく、会員データベースを利用した確実なものを構築する必要性が増していると感じております。本会の事業の発展性を考え、長年使用できるデータベースを構築したいと思います。

### タスクシフト・シェアについて

静脈路確保、CT कोरोグラフィ検査・上部消化管造影検査における造影剤注入など、業務拡大が予定されています。

これらのタスクシフト・シェアは医師不足や医師の業務量過多に伴う負担軽減を目的としています。また、各医療機関においても看護師や医師が新型コロナウイルス感染症の対応で手薄となった業務について、このタスクシフト・シェアは多職種間で業務を分担することが可能となり、まさにチーム医療を推進する制度です。この災害とも言うべき新型コロナウイルス感染症で、医療を継続して国民に提供するためには極めて有効であると考えています。そして、タスクシフト・シェアの法制整備に関して現場の診療放射線技師に広く周知することも必要だと考えています。



## 1. 職業人としての質の向上

### (1) 学術大会・認定講習会・セミナーの定期開催

- ア. 埼玉県診療放射線技師学術大会の開催
  - イ. 埼玉県診療放射線技師支部合同秋季大会
  - ウ. 胸部撮影認定講習会
  - エ. 上部消化管検査認定講習会
  - オ. フレッシュアップセミナー  
(SART セミナー)
  - カ. 放射線技術部門マネジメント・セミナー  
(医療安全、接遇・クレーム、医療経営、人材育成)
  - キ. CT 認定講習会
  - ク. MRI 基礎講習会
  - ケ. 乳腺セミナー
  - コ. DR 計測セミナー
  - サ. 救急撮影ケーススタディー  
(日本救急撮影技師認定機構との共催)
  - シ. 読影力向上のための講習会  
(支部開催セミナー)
  - ス. AI (Artificial Intelligence) 関連講習会の開催
  - セ. オンラインセミナー、学会の充実およびデジタル化
  - ソ. 業務拡大 2015 年統一講習会の継続およびタスクシフト・シェア 2021 年における統一講習会開催への協力
  - タ. オンライン会議の推進
- (2) 会員講師の育成と体制づくり
- (3) 他県診療放射線技師会や他団体との合同講習会企画推進
- ア. 関東甲信越診療放射線技師学術大会への協力
  - イ. 日本診療放射線技師全国大会への協力
  - ウ. 埼玉県医師会主催事業への支援

- エ. 埼玉県臨床検査技師会への協力
- オ. 日本放射線技術学会関東部会との合同企画
- カ. 日本診療放射線技師会との合同開催企画
- キ. 各認定機構との合同企画 (埼玉開催の推進)

## 2. 組織運営に関わる事業

- (1) 行政との連携
- (2) 入会促進事業の強化
- (3) 会員データベースの再構築

## 3. 公益目的事業

- (1) 学術情報の提供 刊行誌「埼玉放射線」の発刊
- (2) 市民公開講座の開催
- (3) 地域自治体主催事業への参画
- (4) 医療画像展の開催と支援
- (5) 県民向けホームページの充実
- (6) 医療被ばく相談の迅速な対応
- (7) 中学高校における特別授業の担務

## 4. 編集・情報

- (1) 本会誌「埼玉放射線」の充実
- (2) 診療放射線技師向けホームページの充実
  - ア. 各講習会、セミナー、イベントなどの迅速な広報
  - イ. 学術データベースの充実
- (3) メールマガジンの有効利用

## 5. その他

- (1) 他医療職種団体との連携
- (2) 日本診療放射線技師会・他県技師会への協力

## 公益社団法人埼玉県診療放射線技師会 定款

平成 24 年 4 月 1 日制定

平成 27 年 5 月 30 日改正

### 第 1 章 総 則

#### (名 称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会と称する。

#### (事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

### 第 2 章 目的及び事業

#### (目 的)

第 3 条 この法人は、診療放射線技師の職業倫理を高揚するとともに、診療放射線学の向上を図り、もって地域保健医療の向上及び県民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

#### (事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 県民への放射線医療に関する知識の普及啓発事業
  - (2) 診療放射線学及び診療放射線技師の職業倫理高揚に関する研修会、研究会、講習会などの開催
  - (3) 放射線管理と医療被曝の適正化に関する事業
  - (4) 診療放射線学に関する調査、研究、情報提供及び指導
  - (5) 前各号に掲げる事業に関する図書、印刷物等の刊行
  - (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、埼玉県内にて行うものとする。

### 第 3 章 会 員

#### (種 別)

第 5 条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 診療放射線技師及び診療エックス線技師であってこの法人の事業に賛同して入会した個人
  - (2) 名誉会員 この法人に特に功労のあった正会員のうち、理事会の推薦を受け総会の承認を得た個人
  - (3) 賛助会員 正会員の資格を有しないもので、この法人の事業に賛同して、理事会の承認を得た個人又は団体
- 2 前項の会員のうち正会員及び名誉会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

#### (会員の資格の取得)

第 6 条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

#### (経費の負担)

第 7 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった次年度から毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。ただし、自己の療養又は親族の介護、育児その他やむを得ない事情により、診療放射線技師又は診療エックス線技師として現に業務に従事していない期間が継続して 1 年以上経過している正会員については、総会において別に定める基準に従って経費を支払う義務を免除することができる。

- 2 名誉会員は、前項における経費を負担することを要しない。

**(任意退会)**

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

**(除名)**

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

**(会員資格の喪失)**

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡、又は解散したとき。

**第4章 総会****(構成)**

第11条 総会は、正会員及び名誉会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

**(権限)**

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬などの額に関する事項
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

**(開催)**

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

**(招集)**

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 正会員及び名誉会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

**(議長)**

第15条 総会の議長は、当該総会において出席会員の中から選出する。

**(議決権)**

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

**(決議)**

第17条 総会の決議は、正会員及び名誉会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員及び名誉会員の半数以上であって、正会員及び名誉会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

**(議事録)**

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

**第5章 役員等**

第19条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 15名以上20名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長とし2名を副会長、6名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

**(役員を選任)**

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事会は、会長、副会長及び常務理事を選定及び解職する。会長の選定及び解職をする場合において、理事会は、総会にこれを付議した上で、その決議の結果を参考にすることができる。

**(理事の職務及び権限)**

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

**(監事の職務及び権限)**

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

**(役員任期)**

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

**(役員解任)**

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

**(役員報酬等)**

第25条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める役員報酬などの支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

**(相談役)**

第26条 この法人に、任意の機関として、1名以上3名以下の相談役を置く。

2 相談役は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 前条の規定は、相談役の報酬等について準用する。

**第6章 理事会**

**(構成)**

第27条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。



**(権限)**

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

**(常務理事会)**

第29条 この法人に常務理事会を置く。

- 2 常務理事会は、会長、副会長及び常務理事をもって構成する。
- 3 常務理事会は、次の職務を行う。
  - (1) この法人の業務運営の年間計画案を策定し、理事会に提出すること。
  - (2) 業務の適正を確保するために必要な体制の運用及び改善についての意見を理事会に提出すること。

**(招集)**

第30条 理事会及び常務理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会及び常務理事会を招集する。

**(決議)**

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

**(議事録)**

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

**第7章 資産及び会計****(事業年度)**

第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

**(事業計画及び収支予算)**

第34条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

**(事業報告及び決算)**

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、正会員及び名誉会員の名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬などの支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

**(公益目的取得財産残額の算定)**

第36条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に



に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第37条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

### (解 散)

第38条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

### (公益認定の取消し等に伴う贈与)

第39条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定などに関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### (残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第41条 この法人の公告は、電子公告により行う。  
2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第10章 支 部

### (支 部)

第42条 この法人に、理事会の定めるところにより支部を置く。

- 2 支部は第34条の事業計画書に基づき、当該支部に関する事業を執行する。
- 3 支部は第20条第1項の規定により、総会で理事を選任するにあたり、理事候補者の推薦をすることができる。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は小川 清とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定などに関する法律の施行に伴う関係法律の整備などに関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

## 公益社団法人埼玉県診療放射線技師会 諸規程

### 会費規程

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会（以下「本会」という。）定款第7条の規定に基づき、会費の納入に関し、必要な細則を定めるものとする。

第2条 会費は次のとおりとする。

正会員	年額 9,000 円
賛助会員（個人）	年額 9,000 円
賛助会員（法人）	年額 25,000 円

第3条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の30%以上を当該事業年度の公益目的事業に使用する。

第4条 会員は、毎事業年度、9月30日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。

第5条 定款第7条第1項ただし書きの規定により、会費の免除の取扱いを受けようとする者は、所定の申請書を添えて、毎年度、本会に申請するものとする。

第6条 この規程の改廃は、理事会の決定を経て総会の承認を得るものとする。

### 附 則

この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

この規程は、平成28年6月18日から施行する。

### 役員等の報酬並びに費用に関する規程

#### (目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会（以下「本会」という。）定款第25条に基づき、役員等の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 役員等 役員及び会長から指名を受けた会員をいう。
- (3) 報酬等 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に規定する報酬

等であって、次条及び第4条に規定するものをいう。

- (4) 費用 職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。

#### (報酬の額及び支給の方法)

### 第3条

理事の報酬は、理事会及び常務理事会の出席1回につき2,000円を上限とし、理事会で決定する。

- 2 監事の報酬は、年額111,370円を上限として、監事が協議して定める額とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当該役員が報酬を辞退した場合は支給しない。
- 4 報酬は、四半期ごとに現金で支給する。ただし、当該役員から支給の方法について書面による申し出があるときは、当該申し出に従って支給するものとする。

#### (講師及び原稿執筆謝金)

第4条 役員等が会長よりセミナー、研修会若しくはシンポジウムなどの会合における講師を委嘱されたとき又は原稿執筆を委嘱されたときは、別に定める「役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規程」に基づき講師謝金又は執筆謝金を支給する。

#### (費 用)

第5条 本会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 前項の費用は、現金で支払うものとする。ただし、当該役員から支給の方法について書面による申し出があるときは、当該申し出に従って支払うものとする。

#### (公 表)

第6条 この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項の規定により報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第7条 この規程は、総会の議決によらなければ改正することができない。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。
- 1 この規程は、平成25年5月25日から施行する。

#### 役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規程 (本会主催の講師謝金)

第1条 公益社団法人埼玉県診療放射線技師会（以下「本会」という。）の役員等が、本会の主催する講演会、セミナー又はこれに類する会合（以下「講演会等」という。）の講師を務めたときは、その謝金として、1回につきその時間が30分以内のときは5,568円、1時間以内のときは11,137円を、1時間を超えるときは22,274円を支払うものとする。

(原稿執筆謝金)

第2条 役員等が、本会の発行する定期刊行物又は書籍の原稿を当会員または日本診療放射線技師会会員が執筆したときは、1,000字毎に2,500円を限度として執筆謝金を支払うことができる。但し、1回の限度額を20,000円とする。

(支払い方法)

第3条 前2条の謝金は、当該講演又は入稿の後速やかに現金で支払うものとする。ただし、当該役員等から支給の方法について書面による申し出があるときは、当該申し出に従って支給するものとする。

(会員以外の者への謝金)

第4条 診療放射線技師以外の者が本会の発行する定期刊行物若しくは書籍の原稿を執筆したときは、第2条に定める金額に100分の50を乗じた額を加算して支給する。

(改正)

第5条 この規程は、総会の議決によらなければ改正することができない。

(補則)

第6条 この規程の実施に関する必要な事項は、会長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。
- 1 この規程は、平成25年5月25日から施行する。
- 1 この規程は、平成30年6月18日から施行する。

#### 講師謝礼に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会（以下「本会」という。）が主催する診療放射線技師または診療エックス線技師を主な対象者とした、職業倫理高揚及び診療放射線学の向上に関する研修会、研究会、講習会等（以下、「研修会等」という。）の講師への謝礼について必要な事項を定めることを目的とする。

(謝礼の支払い)

第2条 謝礼は、研修会等1回ごとに、講師1人につき55,685円を上限として支払うものとする。

(旅費)

第3条 講師には、その自宅又は勤務地から研修会等の会場まで公共交通機関を使用した場合における交通費相当額を支給する。ただし、研修会等の会場の近辺に公共交通機関が存在しない等交通不便地の場合は、講師の自宅又は勤務地から当該会場に最も近い鉄道の駅までの交通費相当額に、当該駅から会場まで距離1kmごとに300円を乗じて得た額を加算して支給する。

(支給の方法)

第4条 謝礼及び旅費の支給日は研修会等の終了後とし、支給方法は所得税その他法令の規定に基づき控除すべき金額を控除し、その残額を現金又は当該講師の指定する銀行口座に振り込む方法により支給する。

(適用除外)

第5条 この規程は、本会の会員が研修会等の講師を勤めた場合には適用しない。

- 2 本会の会員が研修会等の講師を勤めた場合の謝礼及び旅費に相当する金員の支給は、役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規程に基づき支給するものとする。

(改正)

第6条 この規程の改廃は、理事会の議決により行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関する必要な事項は、会長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。
- 1 この規程は、平成25年5月8日から施行する。

#### 旅費および日当等支払規程

(趣旨)

第1条 この規程は、委員会（編集委員会、学術委員会その他理事会の議決に基づき設置した委員会その他の組織をいう。以下同じ。）の会務（当該委員会の会議及び当該委員会の所掌する事務に関する活動であって、会長の許可を得たものをいう。以下同じ。）のために出張する当該委員会の構成員に支給する旅費及び日当について定めるものとする。

(旅費)

第2条 旅費は当該旅行のための移動方法の別にかかわらず、旅行開始場所から会務実施場所までの往復の旅程について、公共交通機関を用いて旅行した場合に生じる額を支給する。ただし、当該旅行の区間に公共交通機関による移動が不能な区間が含まれるときは、当該移動が不能な区間の旅費は、距離1kmごとに300円を乗じて得た額を支給するものとする。

第3条 会務に従事した場合は、当該委員会の構成員に日当を支給する。

- 2 前項の日当は、会務1日につき1,000円とする。ただし、会長が理事会の議決を経て定めたものについては2,000円とする。

第4条 旅費及び日当のほか、会務に関する学術大会、

講習会等の開催及びその準備に係る役務費、消耗品費その他の経費であって委員会の構成員が立て替えたものは別に弁償する。

第5条 経費は、その都度現金により支払う。ただし、当該委員会の構成員から支給の方法について書面による申し出があるときは、当該申し出に従って支給するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の議決により行う。

附則

この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

#### 会員の登録等に関する規程

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会（以下「本会」という。）定款第5条第1項、第6条及び第8条に基づいて、会員の入退会に関する細部手続について必要事項を定めることを目的とする。

第2条 本会に入会しようとする者は、診療放射線技師及び診療エックス線技師でなければならない。ただし、賛助会員はこの限りではない。

第3条 本会に入会を希望する者は、所定の入会申込書を会長に提出するものとする。

第4条 理事会は、入会申込書に基づいてその諾否を審査し、入会承認を決定するものとする。

第5条 入会を承認したときは、会員原簿に登録するとともに、速やかに入会年月日を本人に通知するものとする。

2 入会を否認したときは、その理由を付して本人に通知するものとする。

第6条 会員の資格は、理事会が承認した日に始まり資格喪失した日に終わる。ただし、定款第10条(1)の要件が発生したときは、理事会の承認を経て資格を停止し、出版刊行物送付等を制限することがある。

第7条 会員は、入会申込書記載の住所、氏名、勤務先に変更を生じたときは、速やかに届け出るものとする。

第8条 会員は次の特典を享受することができる。

- (1) 本会が保有する会議室を優先して利用することができる。
- (2) 本会が刊行する会誌を無料で配布を受けることができる。



(3) メーリングリストに登載し、メール等による情報提供を受けることができる。

(4) 本会が主催、共催する研修会、セミナー等に割引料金で参加することができる。

第9条 会員が退会しようとするときは、理由を付し、退会届を本会に届け出るものとする。

第10条 この規程の改廃は、理事会の議決にて行う。

#### 附 則

1 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

1 この規程は、平成24年12月5日から施行する。

### 役員選出規程

#### 第1章 総 則

第1条 公益社団法人埼玉県診療放射線技師会の役員の選出は、定款第21条に基づき、この規程により行うものとする。

#### 第2章 選挙管理委員会

第2条 役員を選出するときは、理事会の承認を得て、選挙管理委員会を設けるものとする。

第3条 選挙管理委員会は、正会員のなかから選出して構成し、委員長は互選とする。

2 役員及び選挙の立候補者は、選挙管理委員にはなれない。

第4条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。

- (1) 選挙の公示
- (2) 役員の立候補者届の受理、資格審査及び立候補者氏名の公示
- (3) 投票及び開票の管理ならびに当選の確認
- (4) 総会において選挙結果の報告
- (5) その他選挙管理に必要な事項

第5条 選挙管理委員の任期は2年とする。

#### 第3章 役員の選挙

第6条 理事、監事に立候補しようとする個人、又は推薦しようとする支部は、所定の様式により選挙管理委員会に届け出るものとする。ただし、推薦の場合は本人の同意を必要とする。

第7条 立候補又は推薦の届出締切りは、総会の2か月前とする。

第8条 選挙は、立候補届のあった者について、総会に出席した会員によって行うものとする。

第9条 投票は、出席会員の無記名投票により行うものとする。

第10条 投票は、次の順序によって行う。

(1) 理事

(2) 監事

第11条 当選者は、それぞれ有効投票数を得た者から、高点順に定める。

#### 第4章 無投票当選

第12条 各選挙を通じ、締切日を経過しても立候補者が役員定数を超えないときは、総会において無投票により当選者を定めるものとする。

#### 第5章 異議申し立て

第13条 選挙に関する異議は、選挙終了後14日以内に選挙管理委員会に文章をもって申し立てることができる。

#### 第6章 立候補ならびに当選の取消

第14条 役員立候補者が、選挙公報など選挙に関わる事項について、重大な虚偽の申告を行ったことが明らかになった場合は、選挙管理委員会の決議により立候補または当選を取り消すことができる。

第15条 この規程の改廃は、理事会の議決にて行う。

#### 附 則

1 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

### 総会運営規程

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会の総会運営を民主的かつ能率的に運営することを目的として定める。

第2条 前条の目的を達成するために、総会運営委員会を設けるものとする。

第3条 前条の委員会は、正会員のなかから6名の委員を選出して構成し、委員長は互選とする。

第4条 総会運営委員会は、総会の付議に基づき、次のことを協議し、その承認を得て運営する。

- (1) 議長団の選出の方法
- (2) 議事日程及び進行
- (3) 総会出席会員の資格審査
- (4) その他総会運営について必要な事項

第5条 この規程の改廃は、理事会の議決にて行う。



附 則

1 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

表彰規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会（以下「本会」という。）定款第4条の事業を遂行するにあたり、顕著な功績のあった者の表彰に関する事項と、関係団体からの推薦依頼に関する諸条件について定める。

(条 件)

第2条 表彰の対象となる者は、次の各号に該当することを条件とする。

- (1) 本会に15年以上在籍し、かつ会費を完納している者
- (2) その他、会長が適当であると認めた者

(種 類)

第3条 表彰に関する分類は次のとおりとする

- (1) 功労賞 本会に多大な貢献があった者、または本会役員の内在任期間が4年以上を有している者
- (2) 学術奨励賞 保健医療に関する研究、発明、発見、考案を行った者
- (3) 学術新人賞 研究発表を積極的に行った概ね30歳未満の正会員
- (4) 叙勲、関係団体表彰候補
- (5) 永年勤続者
  - ア 20年以上放射線業務に従事した者
  - イ 40年以上放射線業務に従事した者
- (6) 特別賞 他の模範となる善行があった者

(推 薦)

第4条 受賞者の推薦は正会員又は名誉会員が行う。

(選 考)

第5条 選考は表彰委員会が行い、委員会は会長、副会長、総務常務理事、および会長委嘱者5名の計10名で組織する。なお、会長委嘱者と委員長は役員外とする。

(決 定)

第6条 表彰委員会は選考結果を理事会に答申し、決

定は理事会にて行う。その他表彰に関する必要な事項についても理事会において決定する。

(内 容)

第7条 表彰は表彰状と副賞を授与するものとする。

(実 施)

第8条 表彰の実施は総会時に行うものとする。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は理事会の議決にて行う。

附 則

1 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

1 この規程は、平成25年2月6日から施行する。

表彰規程細則

(表彰の実施)

第1条 表彰に関わる旅費、交通費は旅費規程の対象外とする。

2 表彰者ならびに表彰の概要を本会会誌に掲載し広報する。

(予 算)

第2条 表彰に関する予算は当該年度の予算から充当する。

(表彰枠)

第3条 表彰の種類に関わる表彰枠は次のとおりとする。

- (2) 学術奨励賞 若干名
- (3) 学術新人賞 若干名

附 則

1 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

1 この規程は、平成25年2月6日から施行する。

互助規程

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会会員の相互扶助を図るために定めたものである。

第2条 前条の目的を達成するために、次の各号の事業を行う。

(1) 会員に対する死亡弔慰金の給付

第3条 死亡弔慰金の金額は20,000円とする。

第4条 正会員の死亡退会の連絡を受けた場合、内容審査のうえ速やかに関係理事を通じて該会員の遺族に給付金を支給するものとする。

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会において決定するものとする。

第6条 この規程の改廃は、理事会の議決にて行う。

附 則

1 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

### 委員会設置規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会（以下「本会」という。）の運営に必要な委員会の設置基準を定め、本規定をもって定款第4条に基づく事業を、会長の指示に基づき能率的に遂行するための組織を整えることを目的とする。

(委員会の種別)

第2条 この規程に基づく委員会は、常設委員会及び特別委員会とする。

2 常設委員会は、本会の管理業務又は定例の事業を担当するものとし、次の各号のとおりとする。

- (1) 総務・財務委員会
- (2) 学術委員会
- (3) 編集・情報委員会
- (4) 公益委員会

3 特別委員会は、本会の運営上臨時に派生する問題、又は特別の事業の必要に応じ、会長が理事会の議決を経て、これを設けるものとする。

(構成及び選任)

第3条 前条の各委員会は、委員長、副委員長及び、若干名の委員により構成される。

2 前条第2項各号に規定する常設委員会における委員長への就任は、会長の指名により、常務理事が、これを分掌する。

3 前条第3項に規定する特別委員会の委員長は、会長の指名に基づき、全理事のなかからこれを選任し理事会にて承認する。

4 各委員会の副委員長は、当該委員長の指名に基づき、全理事のなかから選出し、理事会において承認

の上、会長がこれを委嘱する。

5 各委員会の委員は、正会員又は名誉会員から当該委員長が推挙し、会長が委嘱する。

(職 務)

第4条 委員長は、当該委員会を代表し、その事務を総理する。

2 各委員は、当該委員長の求めにより、随時招集される所属委員会に出席し、付議事項の審議を行う他、委員長を補佐し、本会の事業計画の実行、又は問題の解決に努めなければならない。

3 委員長に不測の事態が起きた場合は、副委員長がその職務を代行する。

(委員会)

第5条 各委員会は、当該委員長が随時招集する。

2 各委員長は、委員会が開催される毎に、以下の内容について、簡潔明瞭な報告書（議事録）を作成し、これを会長及び、総務担当の常務理事（常務理事）に提出しなければならない。

- (1) 付議された事項
- (2) その審議内容
- (3) 審議結果

(理事会への報告)

第6条 各委員長及び、各委員長により分担指名された副委員長は、担当する管理業務又は事業の企画及び実施状況を理事会に報告しなければならない。

(規程の変更)

第7条 この規程の改廃は理事会の議決にて行う。

(雑 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、状況により必要な事案が発生した場合は、会長が理事会に諮り定めるものとする。

附 則

1 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

1 この規程は、平成26年9月4日から施行する。

### 研究会設置規程

#### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会（以下「本会」という。）定款第4条に基づき本会に研究会を設置する場合の手続きを定め、学術研究活動の促進を目的とする。

#### (定義)

第2条 この規程でいう研究会とは、前条に掲げた目的を達成するための学術研究を目的とする組織をいう。

#### (設置申請)

第3条 この規程に従い研究会の設立をしようとする正会員又は名誉会員は、研究会設置申請書（様式—研1）を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

#### (承認基準)

第4条 前条により研究会の設立承認をする場合、次の基準を満たしていなければならない。

- (1) 学問領域としての専門性と主体性、かつ社会性が認められること
- (2) 当該研究会の活動により県民が利益を得られること
- (3) 本会が認可する研究会の幹事及び主たる構成員は本会会員であること

#### (解散及び廃止)

第5条 研究会は、研究会解散届（様式—研2）を会長に提出し、自主的に解散することができる。

2 理事会は前項のほか、前条の基準を満たさないと判断した場合、研究会を廃止することができる。

#### (名称)

第6条 研究会は、その名称とともに本会研究会であることを称することができる。

#### (活動)

第7条 研究会は、目的を達成するために自主的に活動するものとし、概ね次の活動を行う。

- (1) 研究会を開催する
- (2) 研究成果を学術大会等に発表する

#### (報告)

第8条 研究会は、毎年の活動状況を総会に報告する。

#### (助成)

第9条 本会は、認可した研究会の発展向上を図る目的で、研究会からの申請により、理事会の承認を得て、助成を行うことができる。

2 助成の規模及び方法は別途理事会で定める。

#### (規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は理事会の議決にて行う。

#### 附 則

1 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

### 技師会センター運営規程

第1条 公益社団法人埼玉県診療放射線技師会（以下「本会」という。）技師会センターは埼玉県診療放射線技師会事務所及び会議室で構成する。

第2条 この規程は、技師会センターの運用について規定する。

第3条 技師会センターの管理責任者は会長とする。会長はセンターの業務管理者を指名し、業務管理者がセンター運営業務を行う。

2 重要事項については理事会において審議する。

第4条 業務管理者はセンターの運営に関する全ての責任を有する。

#### (会議室の利用)

第5条 次に掲げる各号に適合する場合、会長の許可を得て技師会センターを利用することができる。

- (1) 理事が主催する全ての会議、委員会、講習会等
- (2) 本会会員が所属する団体で、会長が認めた会議等
- (3) その他、会長が特に認めた会議、講習会等

#### (使用手続)

第6条 前条のうち(1)に該当する場合を除き使用する者は、使用責任者を定め、別に定める「技師会センター使用許可申請書」を3週間前までに、所定の使用料金を添えて提出し、会長の許可を得なければならない。

(使用の優先)

第7条 使用は本会事業に関するものを優先し、第5条の順とする。

(使用料及び使用時間)

第8条 使用料及び使用時間は、第5条の(1)に該当する場合を除き、下記の規定によるものとする。

2 使用時間の区分及び使用料は次に定めるとおりとする。

(1) 09:00～12:00	2,000円
(2) 13:00～17:00	2,000円
(3) 18:00～21:00	2,000円
(4) 09:00～17:00	4,000円
(5) 13:00～21:00	4,000円
(6) 09:00～21:00	5,000円

第10条 使用責任者は重大なる過失による使用中の火災設備等の毀損事故に対して責任を有するものとする。

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

1 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

### 理事の職務権限規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会(以下「本会」という。)定款第21条に基づき、本会の理事の職務権限を定め、公益社団法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、理事とは、理事並びに代表理事たる会長並びに、業務執行理事たる副会長及び常務理事をいう。

(法令等の遵守)

第3条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める本会の目的の遂行に寄与しなければならない。

(理 事)

第4条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、本会の業務の執行の決定に参画する。

(会 長)

第5条 会長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事として本会を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(副会長)

第6条 副会長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 会長を補佐し、本会の業務を執行する。
- (2) 会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長の業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(常務理事)

第7条 常務理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事会が決める担当業務を分掌し、執行する。
- (2) 副会長に事故あるとき又は欠けたときは、副会長の業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(細 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決にて行う。

附 則

この規程は、平成24年12月5日から施行する。





互助給付金申請書

年 月 日

公益社団法人埼玉県診療放射線技師会  
会長 殿

〇〇支部理事 印

会員 氏に下記事項発生のため互助規程により見舞金を給付されるよう申請いたします。

記

勤務場所  
氏名  
当該事項  
発生年月日  
金額  
理事の意見

会費免除申請書

申請日 年 月 日

※会費規程第5条により、公益社団法人埼玉県診療放射線技師会会費免除の申請をいたします

申請者会員番号	
申請者名	印
連絡先	〒 電話
申請代理者氏名	印
※様により本人が申請できない場合、ご署名下さい。	
続柄	
会費免除申請理由	(1) 自己の療養 (2) 介護 (3) 育児 (4) その他 ( )
※該当する申請理由に○をつけて下さい。	
休業期間	年 月 日～年 月 日まで ※ご職場に申請されている休業期間をお書き下さい。
休業証明書の確認	有 ・ 無

※免除の対象となるのは、毎年度の会費を納入期限までに納めている会員に限ります。また、申請時に当年度の会費が納入されている必要があります。  
※本申請には休業期間を証明する書類が必要となります。

事務処理欄

受付欄	
会費確認	

様式－研1

研究会設置申請書

年 月 日

公益社団法人埼玉県診療放射線技師会  
会長 殿

〇〇研究会  
代表者 印

規程の定めるところにより、下記のとおり研究会の設置を申請します。

記

- 1 研究会の名称
- 2 代表者、役員等の名前
- 3 連絡先
- 4 研究会構成員－別添名簿のとおり  
(本会会員と他の区別がわかるような名簿)
- 5 研究分野、内容 (具体的に)
- 6 研究会履歴
- 7 助成申請の有無

様式－研2

研究会廃止届

年 月 日

公益社団法人埼玉県診療放射線技師会  
会長 殿

〇〇研究会  
代表者 印

規程の定めるところにより、下記のとおり研究会の廃止を届けます。

記

- 1 研究会の名称
- 2 代表者、役員等の名前
- 3 連絡先
- 4 廃止の理由
- 5 廃止の年月日



# 2021年度収支予算書

自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日

公益社団法人埼玉医療放射線技師会

科目	公益目的事業会計			収益事業会計			法人会計	内部取引控除	合計	備考
	公1	公2	公3	共通	取1	共通				
I一般正味財産増減の部										
1.経常増減の部										
(1)経常収益										
受取会費	0	0	0	3,618,000	3,618,000	0	0	8,442,000	12,060,000	
正会員受取会費				3,483,000	3,483,000	0	0	8,127,000	11,610,000	
賛助会員受取会費				135,000	135,000	0	0	315,000	450,000	
事業収益	1,070,000	0	1,040,000	2,110,000	411,084	0	411,084	0	2,521,084	
講習会受講料等収益	740,000			740,000					740,000	
学術大会参加登録費収益	330,000			330,000					330,000	
会誌広告収益	0	1,040,000		1,040,000					1,040,000	
福利事業収益				0					0	
賃貸収益				0	411,084		411,084		411,084	
受取寄付金	0			0					0	
雑収益	400,000	0	30,000	430,000	0	0	0	173,300	603,300	
受取利息				0					100	
雑収益	400,000	0	30,000	430,000				173,200	603,200	
経常収益計	1,470,000	0	1,070,000	6,158,000	411,084	0	411,084	8,615,300	15,184,384	
(2)経常費用										
事業費										
給与手当	260,000	195,000	195,000	0	650,000	0	0		650,000	
福利厚生費	96,000	57,500	0	153,500	0	0	0		153,500	
会議費	136,000	40,000	205,000	381,000	0	0	0		381,000	
旅費交通費	768,500	193,000	90,000	1,051,500	0	0	0		1,051,500	
通信運搬費	222,522	74,390	579,018	875,930	0	0	0		875,930	
減価償却費	167,528	55,842	55,842	279,212	20,354	0	20,354		299,566	
消耗什器備品費				0					0	
消耗品費	138,574	96,391	56,158	291,123	0	0	0		291,123	
修繕費	15,000	15,000	15,000	45,000	0	0	0		45,000	
印刷製本費	8,000		2,148,036	2,156,036	0	0	0		2,156,036	
光熱水料費	46,800	15,600	15,600	78,000	0	0	0		78,000	
賃借料	1,144,625	110,000	89,222	1,343,847	0	0	0		1,343,847	
保険料	74,138	24,712	24,712	123,562	0	0	0		123,562	
諸謝金	2,044,173	212,925	132,000	2,389,098	0	0	0		2,389,098	
租税公課	24,270	8,090	8,090	40,450	20,000	0	20,000		60,450	
支払手数料	11,000	4,400	11,440	26,840	0	0	0		26,840	
渉外費	15,000	5,000	5,000	25,000	0	0	0		25,000	
委託費	99,000		360,558	459,558	25,000	0	25,000		484,558	
雑費	2,000	2,000	2,000	6,000	0	0	0		6,000	





